

- 支援を受けた学生が大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し活躍できるように、学問追求と実践的
教育のバランスの取れた質の高い教育を実施する大学等を対象機関とするための教育要件を設定。

1. 実務経験のある教員等による授業科目が一定数※以上配置されていること。
※ 4年制大学の場合、13単位（標準単位数124単位の1割相当）
2. 法人（大学等の設置者）の「役員」に外部人材が2人以上含まれること。
3. 授業計画書（シラバス）の作成、GPAなどの成績評価の客観的指標の設定、卒業の認定に関する方針の策定などにより、厳格かつ適正な成績管理を実施・公表していること。
4. 関係法令に基づき作成すべき財務諸表等（貸借対照表、収支計算書など）や、定員充足状況や進学・就職の状況など教育活動に係る情報を公表していること。

- 教育の質が確保されておらず、大幅な定員割れとなり、経営に問題がある大学等について実質的に救済が
なされることがないようにするための経営要件を設定。

▶ 次のⅠ又はⅡのいずれかに該当する場合は、対象機関としない。（令和6年度から変更）

Ⅰ. 次の①、②のいずれにも該当すること

- ① 直前3年度全ての収支計算書の「経常収支差額」がマイナス（法人の決算）
- ② 直前年度の貸借対照表の「運用資産－外部負債」がマイナス（法人の決算）

Ⅱ. （大学・短期大学・高等専門学校の場合）

直近3年度全ての在籍学生数が収容定員の8割未満

但し、直近の収容定員充足率が5割未満に該当しない場合であって、直近の進学・就職率が9割を超える場合は、確認取消しを猶予する。

（専門学校の場合）

直近3年度全ての在籍学生数が収容定員の5割未満

但し、地域の経済社会にとって、重要な専門人材の育成に貢献していると都道府県知事等が認める場合は確認取消しを猶予する。